

平成27年1月27日

京丹後市議会
議長 三崎 政直 様

政務活動費等調査特別委員会
委員長 松本 聖司

政務活動費等調査特別委員会最終報告書

政務活動費等調査特別委員会における調査検討結果について、下記のとおり報告します。

記

1 調査事件

政務活動費等に関する調査・検討

2 調査検討経過（調査等の実施日及び調査等の項目）

- (1) 第1回委員会 平成25年9月30日
 - ・正副委員長の互選について
- (2) 議員研修会 平成25年10月8日
 - ・政務活動費について 講師：新潟県立大学 田口一博准教授
- (3) 第2回委員会 平成25年10月17日
 - ・今後の進め方について
- (4) 第3回委員会 平成25年10月28日
 - ・今後の進め方について
 - ・他市の事例について
- (5) 視察研修（綾部市・舞鶴市） 平成25年11月1日
 - ・政務活動費の現状について（視察先の議員との懇談）
- (6) 第4回委員会 平成25年11月18日
 - ・視察研修（綾部市・舞鶴市）の意見交換
 - ・基礎調査票について
- (7) 第5回委員会 平成25年11月28日

- ・基礎調査票について
- (8) 第1回作業部会 平成25年12月4日
 - ・基礎調査票の取りまとめ
- (9) 第6回委員会 平成25年12月6日
 - ・基礎調査票のまとめについて
- (10) 第7回委員会 平成25年12月26日
 - ・今後の工程について
- (11) 第8回委員会 平成26年1月9日
 - ・今後の工程及び支給内容の検討
- (12) 第9回委員会 平成26年1月16日
 - ・政務活動費の内容の検討
- (13) 第2回作業部会 平成26年2月5日
 - ・政務活動費運用基準(案)について
- (14) 第10回委員会 平成26年2月13日
 - ・政務活動費運用基準(案)について
- (15) 第11回委員会 平成26年3月14日
 - ・政務活動費運用基準(案)等について
 - ・今後の検討工程表について
- (16) 第12回委員会 平成26年4月9日
 - ・政務活動費運用基準(案)等について
 - ・今後の予定について(議員会・報告会の開催について)
- (17) 第13回委員会 平成26年4月17日
 - ・政務活動費に関する基本的事項の確認について
- (18) 議員会
 - ・政務活動費等調査特別委員会からの中間報告及び意見交換
- (19) 第14回委員会 平成26年5月19日
 - ・中間報告に向けてのまとめ
 - ・政務活動費シンポジウムについて
- (20) 第15回委員会 平成26年6月10日
 - ・パブリックコメントについて
 - ・政務活動費シンポジウムについて
- (21) パブリックコメント 平成26年6月12日～7月11日
 - ・京丹後市政務活動費交付についての意見募集
- (22) 第16回委員会 平成26年7月4日
 - ・パブリックコメントの状況について
 - ・政務活動費シンポジウムについて

- (23) 政務活動費シンポジウム 平成26年7月22日
- (24) 第17回委員会 平成26年7月29日
 - ・政務活動費シンポジウムについて（まとめ）
 - ・市民と議会の懇談会について
 - ・今後の進め方について
- (25) 市民と議会の懇談会 平成26年8月19日、20日
 - ・テーマ「政務活動費について」
- (26) 第18回委員会 平成26年8月25日
 - ・市民と議会の懇談会について（まとめ）
 - ・今後の進め方について
- (27) 第19回委員会 平成26年8月28日
 - ・シンポジウムのテレビ放映について
- (28) 第20回委員会 平成26年9月2日
 - ・付託事件の審査について
参考人招致の決定
- (29) 第21回委員会 平成26年9月19日
 - ・付託事件審査 陳情第15号 京丹後市議会政務活動費の制度に反対する陳情書
- (30) 第22回委員会 平成26年9月29日
 - ・市民と議会の懇談会における意見・提言等の検証について
 - ・今後の進め方について
 - ・付託事件審査 陳情第15号 京丹後市議会政務活動費の制度に反対する陳情書について
- (31) 第23回委員会 平成26年10月9日
 - ・今後の進め方について
- (32) 第24回委員会 平成26年10月16日
 - ・報酬等審議会について
 - ・市民への返し方について
 - ・議員提案の時期について
- (33) 第25回委員会 平成26年10月23日
 - ・条例、規則、運用基準の見直しについて
 - ・市民への返し方について
- (34) 第26回委員会 平成26年11月17日
 - ・市民への返し方について
 - ・条例提案と施行の時期について
- (35) 第27回委員会 平成26年12月3日

- ・ 条例、規則、運用基準の見直しについて
 - ・ 条例施行の時期について
- (36) 第28回委員会 平成26年12月16日
- ・ 付託事件審査 陳情第15号 京丹後市議会政務活動費の制度に反対する陳情書
- (37) 第29回委員会 平成26年12月24日
- ・ 論点のまとめについて
- (38) 第30回委員会 平成27年1月5日
- ・ 論点のまとめについて
- (39) 第31回委員会 平成27年1月7日
- ・ 論点のまとめについて
- (40) 第32回委員会 平成27年1月21日
- ・ 付託事件審査 陳情第15号 京丹後市議会政務活動費の制度に反対する陳情書
- (41) 第33回委員会 平成27年1月27日
- ・ 特別委員会の最終報告について

3 調査検討経過の概要

平成19年6月の議会改革特別委員会の中間報告では、地方議会の活性化を図るために審査能力を強化していくことが不可欠であり、また、調査活動基盤の充実を図るためにも、政務調査費は必要であるとして、中間集約では月額2万円を交付することを決定している。しかしながら、政務調査費の不適切な使途が多く報道されて社会問題化し、現時点では市民の理解を得るのは極めて難しいと判断し、交付を見送った経緯がある。

平成25年6月定例会では、議会活性化特別委員会の中間報告において、議会活性化の今後の課題の中で、特に政務活動費について先行して調査・検討を実施すべきであるとの報告がなされている。そのことを受け、同年9月30日に政務活動費等調査特別委員会（以下委員会）を設置した。

最初に政務活動費に関して共通認識を持つ必要があるということで、議員研修会として新潟県立大学国際地域学部の田口一博准教授を招き、地方議会の歴史も含め、政務活動がどうあるべきかの研修を行った。

第2回目の委員会では、最初に議会運営委員長から、この委員会の調査検討結果として、政務活動費の方向性について、複数案ではなく一つの結論として報告をいただきたいとの依頼があった。その後の進め方として、①全国の市議会の政務活動費の状況確認、②標準的な条例、規則及び運用基準の調査、③近隣市の先進地視察、④政務活動に伴う費用の支出の集約

の4点を調査し、その段階で必要性の有無を確認し、必要性があるとするなら具体的な条例や運用基準について調査をしていくこととした。

11月には、舞鶴市と綾部市議会への視察研修を行い、政務活動費の現状と課題について意見交換を行った。また、委員会委員の過去1年6か月における政務活動に係る支出を調査したところ、249件で778万円となり、年額では一人当たり約43万円という結果となった。

12月には、政務活動費のより具体的な調査が必要との結論になった。また、議員定数と報酬もセットで議論することが必要との意見があり、議論の結果、この委員会ではなじまないとの結論で合意した。

平成26年1月より、政務活動費制度を導入する場合の具体的な制度設計の調査を開始した。交付対象、交付の金額と方法、活用できる経費の範囲と運用方法について議論した。交付対象については、会派のみと会派及び無会派議員とに意見が分かれて合意が得られず、全委員の了解のもとに採決し、会派及び無会派議員とすることに決定を見た。また、委員外議員との意見交換のため5月19日に議員会を開催し、意見をいただいた後、条例、規則、運用基準の案を確定した。決定にあたり委員会中間報告書の提出と市長等執行部との意見交換を行った。6月よりパブリックコメントを実施したが、パブリックコメントに対する意見はなかった。

7月には、市民に対して政務活動費制度について十分理解をいただくため、田口一博先生を迎えてのシンポジウムを開催し、約100名の参加があった。8月の市民と議会の懇談会では、約73人の参加市民と政務活動費をテーマに意見交換を行った。また、9月議会においては、政務活動費の制度に反対する陳情の提出があり、参考人として陳情者の出席を求め意見を聞いたところである。

シンポジウムや市民と議会の懇談会、陳情人からいただいた意見を参考に、改めて立ち止まって政務活動費制度の必要性について検討し、具体的には、議員報酬と政務活動費の関係、補助金カットの状況で政務活動費の創設が必要なのかなどについて議論した。また、より透明性の高い運用基準について支払等の見直しを決めた。

10月より、支払方法の変更、運用方法の精査を行い、再度条例、規則及び運用基準の見直しを実施した。また、市民からいただいた意見・質問に対して、議会だよりの翌年2月号で政務活動に対する委員会の考えを報告することとした。11月には委員会として、政務活動費の条例提案の時期について合意した。運用開始時期については、平成27年1月7日の委員会で最終合意に達し、委員会としての最終結論を得て、結論を議長及び代表会に報告したところである。

4 政務活動費についての委員会の検討結果

(1) 政務活動費の交付制度について

政務活動費は交付されるべきである。

理由

地方分権一括法の施行により、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した。このような中、議会の審議能力、議員の調査活動の基盤強化が必要であるという観点から、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部を交付する政務調査費交付制度が創設され、その後の改正で、その他幅の広い活動にも充てることができる政務活動費として地方自治法に定められた。

議会は、二元代表制のもとに、自主自立の分権時代にふさわしい議会活動をめざし、市民の多様な意見などを的確に把握して、議員の政策立案能力を強化し、政策提案できる議会にすることが大切であると考え、まちづくり基本条例とともに議会基本条例に規定している。地方自治法で認められた政務活動費を創設することで、若い人はもとより多様な人材が議会人を目指す環境を整えておくとともに、議員の資質の向上等により一層の議会の活性化に繋がりたいと考えている。地方分権化が進むことにより、自治体間の施策競争は激しくなり、地理的にも不利な京丹後市こそ、市民の利益のために積極的な政務活動が必要である。

補助金カットや公共施設の見直しもある中で、政務活動費の交付は市の予算支出を伴うものであり、市民に負担をお願いすることにもなる。議会では、議員定数を8人減らしてきた経緯がある。一方で、議員の責任や活動範囲は拡大し、兼業での活動は難しく実質的に議員職が専門化しつつあり、議員活動の高度化、専門化が求められている。多様化、複雑化する市民ニーズを政策に反映するため、議員による積極的な調査研究・研修や要請陳情などの活動が不可欠である。新たに政務活動費を活用することで、市民の声を政策立案や提言に繋がりたい。

(2) 政務活動費の交付対象について

市議会における会派及び無会派議員に交付する。

理由

京丹後市議会は、会派制を取っており、会派への交付を基本とする。会派を交付対象とすることで会派の中でもチェックでき、政務活動費のより適正な制度の運用がなされる。また、無会派議員についても、政務活動を行っており、地方自治法の100条14項において議員個人への支給を認

めていることから、一定の制約を設けて無党派議員も交付対象とする。無党派議員の制約としては、無党派議員の広報する内容が私的な内容と区別できないとの観点から、認めないものとする。

また、交付額については、政務活動に要する経費の一部であることから、差をつける必要はないとした。

(3) 政務活動費の交付額と交付方法について

一人当たり年額18万円以内とする。

理由

特別委員会では、実際に議員としての活動にいくら支出しているかを調査した。全国の自治体で一般的に採用されている政務活動費の範囲10項目について調査した結果、年間で一人あたり平均約43万円の支出が明らかとなった。その支出の中から、使用実績の判断が難しい費用として、会議費・資料作成費・資料購入費、現時点で使用実績がない費用として、人件費・事務所費は対象外とした。その上で、政務活動をより活発にするために必要な費用として、調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情費の5項目に絞った。

さらに、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付することから、各項目の経費の内容を検討した。政務活動以外の用途と明確に区分できない経費として、電話代・インターネット代・市内用務のガソリン代など、按分が必要な経費を認めないとした。結果、年間一人あたり平均約20万円の支出が明らかとなり、近隣市とも比較し、年額18万円以内と決定した。また、年額18万円以内という案を示したうえで、パブリックコメントやシンポジウム、市民と議会の懇談会で意見をいただき判断した。

(4) 運用における透明性の確保について

1年の活動終了後の完全後払い方式を提案する。

理由

市民の方からの意見をもとに、全国的に指摘される不明瞭な用途基準や実績の検証について、どう克服するか議論した。その結果、当初は前払い方式を採用していたが、全国の自治体でも他に例を見ない年度終了後の実績額による完全後払い方式を採用することとした。具体的には、年度当初の交付申請、交付決定の手続きを経た後、党派等の政務活動を実施し、年度終了後の活動実績報告により、議長が認めた費用について交付額を確定し、政務活動費の支払いを受ける流れとなる。また、実績報告の際には、

要した経費の報告や、1円以上の領収書の原本なども議長に提出することとした。また、議会活動の「見える化」のため、政務活動費に関わる書類は、市議会のホームページで公開するとともに、議会事務局での閲覧もできるようにすることとした。

会派が発行する広報についても、政党活動や選挙活動、後援会活動などのほか、私的な内容は認めない。各項目の経費についても認めるもの認めないものを運用基準で明記している。

(5) 条例（案）等について

特別委員会で調査検討してきた結果について、次のとおりまとめた。

- 京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例（案）・・・・・・・・資料1
- 京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（案）・・資料2
- 京丹後市議会政務活動費運用基準（案）・・・・・・・・・・・・資料3

5 その他の留意点

(1) 議会活動における議員報酬と政務活動の関係について

議員報酬は、議会における議員の職務の対価として支給されている。その用途については制限されていない。政務活動費は、地方自治法の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるもの。その用途については、地方自治法や条例により制限される。当然、政党活動や選挙活動、後援会活動などのほか、私的な活動に充てることはできない。また、政務活動費を交付する場合は、交付対象、交付額及び交付の方法や政務活動費を充てることのできる経費の範囲について条例で定める必要がある。

現状においても、議会活動をするにあたって、我々議員は調査研究などを行っている。このため政務活動費が議員報酬に含まれるという見方もあるが、地方自治法では明確に示されていない。政務活動は、議会活動ではないが、より活発な議会活動、政策の立案や提言に政務活動費が重要な役割を果たしている。

(2) 政務活動費制度運用開始後の検証について

仮に、3月議会において、京丹後市政務活動費の交付に関する条例を提案可決し、平成27年4月から運用するとした場合、市議会議員の改選になる平成28年4月までに、政務活動費の制度について、今後も引き続き検証はすべきである。

(3) 政務活動費と定数・議員報酬の関係について

上記の調査検討経過の概要でも触れたが、政務活動費等調査特別委員会の名称の中の「等」を加えた意味については、政務活動費の必要性の有無を議論するなら議員定数や議員報酬もセットで議論すべきとの考え方が、当初より一部にあった。委員会における議論においては、当委員会で議員定数や報酬について議論することはなじまないとのことで理解をいただいたところである。しかしながら、議会改選まで1年余りしかないことを考えると、結論は別にして、早急に議論の俎上に載せるべきである。

以上、今回の最終報告をもって、政務活動費等調査特別委員会における調査検討を終了とする。